

提案第 33 号

合併協定項目 39 上水道・簡易水道等事業の取扱いについて

合併協定項目 39 上水道・簡易水道等事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 21 年 4 月 23 日提出
始良西部合併協議会
会 長 城光寺 俊和

上水道・簡易水道等事業の取扱いについて

- 1 上水道事業については，加治木町，始良町，蒲生町の上水道事業を統合し新市において新たな公営企業を設置する。
- 2 上水道料金，給水負担金については，現行のとおりとし，新市において5年以内に統一する。
なお，その他手数料等については，合併までに調整する。
- 3 簡易水道事業については，加治木町，蒲生町は現行のとおりとし，始良町の簡易水道事業については，新市において調整する。
なお，飲料水供給施設については，今後の維持管理等の問題も含め，そのあり方について新市において調整する。